

Fukuoka AI Community（福岡 AI コミュニティ）規約

第1章 総則

第1条 名称

本規約に基づき運営されるグループの名称を「Fukuoka AI Community」（以下、本コミュニティという。）とする。

第2条 目的

本コミュニティは、福岡市内に事業所を有する企業等における AI 技術の活用を促進することにより、新たなサービスの創出や AI 関連産業の振興を図ることを目的とする。

第3条 活動内容

本コミュニティは、前条の目的を踏まえ、次の活動を行う。

- (1) AI 技術を活用したサービスや活用事例の共有
- (2) 会員同士のマッチング
- (3) 事業化に向け必要な実証実験の支援
- (4) 本コミュニティで生まれた新たなサービス等の広報支援

第4条 事務局

本コミュニティの事務局は、福岡市スタートアップカフェに置く。

第2章 会員

第5条 会員要件

本コミュニティの会員は、次の要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 福岡市内に事業所を有する企業等のうち、AI の研究開発を行う企業等
- (2) 福岡市内に事業所を有する企業等のうち、AI を積極的に活用することにより自社が抱える課題の解決を目指す企業等
- (3) 福岡市内に事業所を有する企業等と共同で、AI の研究開発を行う企業等

第6条 入会

- 1 本コミュニティへの入会を希望する者は、入会申込書を事務局が指定した方法によって事務局宛に届け出なければならない。
- 2 事務局は、前項に基づき入会を申し出たものが、第5条に定める会員要件を満たさない場合、入会を拒否することができる。

第7条 会費

本コミュニティの会費は無料とする。

第8条 退会

本コミュニティを退会しようとするときは、退会希望日及び退会理由を記した任意の退会届を、事務局に提出しなければならない。

第9条 除名

事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、この会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 解散または倒産したとき。
- (3) 公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (4) 本コミュニティの名誉を傷つけ、または本コミュニティの目的に反する行為を行ったとき。
- (5) その他除名しうる正当な事由が生じたとき。

第3章 会計

第10条 活動費用の負担

本コミュニティにおいて、会員の活動で生じる費用は、各会員がそれぞれ負担するものとする。

第4章 補足

第11条 規約に定めのない事項

本規約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、別途事務局が会員へ通知する。

附則

本規約は、2017年12月5日より施行する。